

「第7回プロジェクトチーム会議」に関する傍聴者の御意見と傍聴者の質問に対する回答など

氏 名	御 意 見	質問に対する回答など
1 向井 貴彦	<p>公開ヒアリングおよび専門委員会報告書に対する見解を熱心に議論されており、あらためてPT委員の先生方の努力をすばらしいと思いました。以下、傍聴して思った意見を記します。</p> <p>(1) 長良川河口堰の開門調査について、不確定な部分が多いとされる意見がありました。既存の知見のみでは解決できないからこそ開門「調査」であると思います。むしろ、これまでにこなわれてきたダム建設などの大型公共事業こそ、あいまいで主観的な水需要の予測のもとに、不確実な環境影響を「問題なし」と根拠なく断定して、その上で多額の税金を使って、自然環境に不可逆的な変化を起こす事業が「安易に」おこなわれてきました。</p> <p>そのような基準から考えれば、本検証プロジェクトは極めて緻密です。さらに、河口堰のような既存施設を撤去するわけでもありません。利水施設のみ事前の対策が必要かもしれませんが、塩水遡上をモニタリングしつつ開門し、問題が生じる可能性が高くなったら、これまでの運用に戻すということもできます。「将来的な渇水への備え」という河口堰の必要性があったとしても、河口堰を撤去するわけではないため、将来渇水傾向が明らかになったときに運用の仕方に戻すこともできるはずですが。</p> <p>したがって、開門調査は、河口堰の運用の可塑性を確認し、より幅広い運用の選択肢を提示するという点でも有用であり、安易な予測で不可逆的な地域社会や自然環境への悪影響を与えるダム建設とは一線を画するものであることを、もっと明確に主張しても良いのではないかと感じました。</p> <p>(2) 治水に関しては、(検討資料2)のp10で村上委員が述べているように、河口堰の常時開門が治水に悪影響を与えることは無いので、議論の必要が無いとする意見に納得しました。しかし、事業者が河口堰の必要性について治水効果の存在を主張するため、一定の見解を示しておくことは必要かもしれません。</p> <p>その際に、蔵治委員が(検討資料1)のp12で述べているように、「治水安全度を上げれば、水害の被害が小さくなる、というような単純な関係にはない」とする考えは重要です。実際に海津市で水害の危険が少なくなったとして水防団がなくなるようであれば、治水効果はあっても防災の面では非常に大きなマイナスの社会的影響を河口堰が与えたといえるでしょう。</p> <p>松尾委員は、海津市の足立氏などのヒアリングを受けて「浚渫事業による洪水時の水位低下は明らかな事実、ならびに実感であり、ほぼ想定した治水効果を挙げていると言ってよい」と評価していますが、治水効果は上がっても水防団の縮小によって防災効果は下がっているわけです。工学的に水位さえ下がればそれでよい、という考え方は、いざ想定外の条件となった際に悲劇を生む原因であり、人命財産をないがしろにしているものです。</p> <p>(3) 松尾委員の見解には、他にも大きな問題があります。松尾委員は公開ヒアリングと専門委員会報告の両方に対して、汽水域の生物群集の変化は想定内のものとしていますが、それを是とするか、悪いものとするかは「個人的価値観」による評価だと繰り返し述べています。</p> <p>しかし、河口堰建設当時と違って、現在では生物多様性条約があり、国内法としても生物多様性基本法などが制定されています。次回の生物多様性条約締約国会議までは、日本は国際的にイニシアティブをとる立場であり、そのことは国民に広く認められています。つまり、多様な汽水域の生物群集を消滅させたことを、「予想通りだから問題ない」とするのは松尾委員の個人的価値観ですが、それを悪とするのは誰か個人の価値観ではなく、社会的コンセンサスであり公益です。そのことについて、あえて誰とも知れない人物の個人的価値観という「かかし」を立てて否定するのは、明らかな誤りです。</p> <p>生物多様性についての社会的コンセンサスが理解されていないのは、単に松尾委員の無知か見識の浅さによるものかもしれませんが、わざと無視しているのであれば、人間性を疑わざるを得ません。</p> <p>さらに、松尾委員の見解では、河口堰運用によって水産物(アユとシジミ)が減少したのは認められるが、補償されたから問題ないとされています。しかし、漁業者以外の流域住民の河川における遊漁や自然を楽しむ権利はないがしろにされ、何の補償も受けていません。</p>	<p>(松尾委員)</p> <p>ご批判は甘んじて受けますが、表現はともかくとして、見解は変わりません。私の価値観を押し付ける気はありませんが、多様な価値観があることをご理解いただきたいと思います。(松尾)</p>

	<p>松尾委員は、防災をないがしろにし、流域住民の自然に親しむ権利や文化をないがしろにし、社会的コンセンサスである生物多様性をないがしろにし、会議においても何ら建設的な発言をせずに、専門委員会には生態学の専門家がいなかったからダメだ、などと今さら全否定しようとするなど、大変問題のある方のように見受けられました。PT委員は社会的に大きな責任を負う立場であり、もっと適切な議論を積み重ねる必要があるでしょう。</p> <p>PTは、あくまでもチームですから、時には問題のある方が含まれていても、したかないかもしれません。しかし、PT全体としては、適切な判断を下していただけるように切に願います。</p> <p>(4) 専門委員会に魚類の専門家が含まれていないなどの批判に関して、もし合同会議などを開催する場合に専門家を招致するならば、適切な人材に依頼するように強く要望します。(以降の文章につきましては、記載内容に事実とは異なる部分があるとの指摘が寄せられましたので、御意見者の承諾を得て平成24年3月23日に事務局において削除いたしました。)</p>	
<p>2 在間 正史</p>	<p>第7回長良川河口堰検証プロジェクトチーム会議に関する意見 在間正史（元長良川河口堰建設差止請求訴訟弁護団）</p> <p>1 検討資料2「専門委員会報告の受け止め方」における松尾委員の事実誤認 【(5) 検証：治水・塩害についての松尾委員の受け止め方の記載】</p> <p>「しかしながら、治水に関する検証結果は、担当委員が委員会審議の中でいったんは否定した河床低下による水位低下効果を、マウンド浚渫などによる河床形状の変化を考慮することなく、地盤沈下量をことさら強調した推論から導いたものであり、科学的かつ合理的な説明には程遠いと言わざるを得ない。すなわち、<u>事業者が示した地盤沈下量を考慮した浚渫事業により得られる河床形状を使って予測計算した水位低下効果、および流下能力に関する結果を覆すような科学的・合理的な検証は何ら行われていない。</u>」(10頁、下線は筆者)</p> <p>しかし、上記松尾委員の受け止め方は、評価する考え方の違いではなく、事実の誤認である。以下にそのことを示す。</p> <p>【報告書の記載：科学的・合理的な検証を行ったことが記載されている】</p> <p>「長良川河口堰を必要としたような大規模な1988年(昭和63年)以降の浚渫の効果を評価するに当たっては、例えば浚渫工事の最終段階に近い1988年(昭和63年)時の河床形状ベースにして洪水の流下シミュレーションを行うことが、より適切である。仮にそうしたことを行えば、より低下した洪水水位が推算されると考えられる。<u>事業者は以後の浚渫計画の内容が定まっている1987年(昭和62年)時の河道に基づく水位計算を行っており、さらに浚渫が進んだ1993年(平成5年)時の河道に基づく水位計算も行っていたのであるが、これらが公になったのは1993年(平成5年)以降で、新聞報道によってであった。事業者は、これらの計算をした時点において、長良川河口堰を必要とするような大規模浚渫の必要性の有無を判断するため、これらを公開して議論に供すべきであった。</u>」(68頁、下線は筆者)</p> <p>上記報告書の記載、特に下線部分の記載のように、浚渫工事の最終段階(マウンドを除去する浚渫はなされていない)に近いときの河床形状を使った水位計算の結果、つまり、松尾委員のいう「事業者が示した地盤沈下量を考慮した浚渫事業により得られる河床形状を使って予測計算した水位低下効果、および流下能力に関する結果」を検証しているのである。</p> <p>【筆者の第8回専門委員会に関する意見：検証の内容と資料】</p> <p>上記報告書の記載の下線部分は、筆者が第8回専門委員会に関する意見「2011.9.12報告書(案)について」の4項で、下記の通り提案した専門委員会報告書案の修正案と同じである。筆者は、同意見において、建設省(当時)が行った1987年(昭和62年)河道と1993年(平成5年)河道での水位につき、計算に用いられた粗度係数、計算結果、及び計算水位と計画高水位及び計画堤防高を対比した流下能力に関する資料を示して科学的・合理的な検証を行い、専門委員会報告書案の修正案を提案したものであり、専門委員会報告書はこの資料や意見を検証して記載されている。</p> <p>末尾に資料として、建設省(当時)が1987年(昭和62年)河道と1993年(平成5年)河道について水位計算をしていたことの新聞記事も添付する。</p> <p><筆者の第8回専門委員会に関する意見「2011.9.12報告書(案)について」> 4 浚渫の効果を判断するために用いるべき河床形状(44頁) 【河口堰建設時の河床形状と河道流下能力】</p>	

(1) はじめに

洪水の粗度係数値を大きくして流れにくくすれば、その流下のため必要な河積は大きくなる。したがって、不足する河積すなわち浚渫必要量も大きくなる。

上記のように、昭和 52 年において、昭和 38 年木曾川改修総体計画改訂時において不足するとされた河積がほぼ確保されたのに、その後も河積不足とされ浚渫計画が拡大されているのは、水位計算に用いる粗度係数を変えているからである。長良川の水位計算に用いられた粗度係数は表 1 の通りである。昭和 51 年洪水第 4 波の粗度係数は数値が大きく、流れにくくした粗度係数である。

河積が増大すれば、不足する河積＝浚渫必要量は減少する。長良川は経時的に河積が増大しており、最近の河道ほど河積不足量は減少しているはずである。

河道計画を検討するうえでなすべきことは、検討時の河道（現況河道）での流下能力はどれ位かを調べることである。その場合、河道が全ての地点で計画高水位を越えないように流し得る流量という限定したものだけではなく、現況河道で、計画高水流量が流れた場合の水位を調べ、それを計画や現況の堤防高、計画高水位と比較することが必要である。それに基づいて、今後の河道計画をどのように定めるべきかを検討すべきである。河積拡大が必要であるとすれば、どの区間で、どのような方法で行うべきかを検討すべきである。

計画高水流量 7,500 /s が流れたとき、昭和 51 年洪水第 4 波の粗度係数を用いたときの計算水位がどのようになるかが、昭和 62 年河道（図 2、図 3b の 1987 年度）と平成 5 年河道（図 3 の a の A、b の 1993 年度）について明らかになった。

(2) 昭和 62 年河道の流下能力

(イ) 建設省は、「現況河道」の洪水流下能力に関し、「現況河道」で 7,500 /s 流れたときの水位がどのようになるかについて、昭和 45 年河道についての計算結果（技術報告 p 1-32,3）のみを示してきた。技術報告によれば、昭和 51 年 9 月洪水第 4 波の粗度係数（表 1 参照）を用いると、計算水位は計画高水位を河川区間の全区間で上廻り、その上廻り分最大値は 30 km 地点付近の約 1.5m である。

ところが朝日新聞平成 5 年 12 月 7 日は、建設省・公団は、平成 2 年において、昭和 62 年河道で 7,500 /s 流れたときの水位を計算していることを報道した。それによれば技術報告と同じ昭和 51 年 9 月洪水第 4 波の粗度係数を用いると、計算水位は計画高水位を主として 20 km 地点から上流にかけて上廻り、その上廻り分最大値は 29 km 地点付近の 0.6m であった。

建設省は、平成 4 年の技術報告発表時すでにその時の現況河道により近い昭和 62 年河道での水位を計算しており、そして、昭和 62 年河道は昭和 45 年河道よりも河積が増大し、水位が低くなる（昭和 45 年河道に比べると約 2 分の 1 低くなる）ことを隠していたのである。

そのような計算結果が得られていたならば、技術報告 p 1-31 図 1・5-2 のなかに、すでに計算済みの最新の昭和 62 年河道での 7,500 /s 流下時の水位線を記載すればよかったのである。これにより「現況河道」の流下能力がより具体的になる（河道の流下能力を、洪水を河道の全域にわたって計画高水位以下の水位で流下させ得る最大流量と定義しても、計画高水流量流下時の計算水位と計画高水位とを対比することで、当該河道の計画高水流量に対する流下能力不足の状況を確認することができるので、最新の現況河道での水位線も示す必要がある）。

(ロ) その後、建設省により明らかにされた昭和 45 年河道での計算結果が図 1（河床高は昭和 45 年と昭和 62 年記載されている）、昭和 62 年河道での計算結果が図 2 である。「S51.9（第 4 波）」が昭和 51 年 9 月洪水第 4 波の粗度係数を用いた 7,500 m³ /s が流下した場合の計算水位である。その外に、昭和 34 年 9 月洪水、昭和 35 年 8 月洪水、昭和 36 年 6 月洪水、昭和 54 年 9 月洪水第 1 波の計算水位も記載されている。

昭和 54 年洪水第 4 波の計算水位は、マウンドのある 15 km 地点付近では計画高水位を約 0.15m 上回るだけで、18 km 地点より上流になるほど、計算水位と計画高水位差が大きくなり、最大差は 28～30 km 地点の 0.67m である。朝日新聞の 0.61m との差は 6 cm であり、その原因は、朝日新聞の計算は計画河床高以下の部分を計算に入れているのに対して、建設省の計算はそれを入れていないためであり、実際の河床の水位は朝日新聞の計算のほうであった。

長良川の場合、計画上の堤防の高さである計画堤防高は計画高水位から 2m の余裕高を加えた高さであるから、計画堤防高は図 3 では計画高水位プラス 2.0m のところにある。したがって、計画堤防高に対し、計算水位は最小でも 1.37～1.39m の下廻り（余裕）であり、計画堤防高を上廻っているところは全くない。構造令 20 条によれば、長良川が相当する計画高水流量 7,500 /s の規模の河川の余裕高は計画

高水位+1.5mである。計算水位はこの余裕高の基準をほぼ充足するようになってきている。

図2では、18 km地点付近より上流、特に24 km地点付近より上流と、その下流とでは計算水位に顕著な差がある。その原因は、①18 km地点より上流の粗度係数が大きくなっていることが一番の大きい。加えて、②河床高低下量がやや小さいことのように河積増加が少なく、計画河積に比べて現況河積が小さいこと、③計画河床高以下の河積分が無効河積とされ、実際よりも小さい河積で水位計算されていることである。18 km地点より上流は、浚渫をすれば河積も増大するし、河床が平坦（建設省用語では技術報告p1-16のように「河床整正」となり、粗度が低下する（技術報告p1-16）ので、計算水位が低下する。

浚渫の内容（浚渫量、浚渫後河床高）に応じて計算水位が計画高水位を上廻ったり、下廻ったりするので、幾つかの浚渫内容のケースに応じて水位計算をして、計画高水位と比較すべきである。

図2では、18 km地点より下流において、計算水位が計画高水位を上廻っているのは最大で約0.15mであって、その上廻りは小さい。この部分では河積はかなり確保されているのである。同じ粗度係数値（例えば0.024、0.025）でも、マウンドのある15 km地点付近より、その下流の10 km地点付近の方が計算水位の上廻りが大きい。その原因は、8 km地点付近より下流の河積増加が少ない（図3参照）ためであろう。18 km地点より下流は、河口堰に伴うブランケットを施工することにより計画粗度係数値は、昭和34、35、36年の昭和3大洪水の粗度係数値（0.024、0.025）と同粗度又は若干の増加があるとして0.025～0.027とされた（表1）。ブランケットなくせば、計画粗度係数は、昭和3大洪水と同程度の0.024～0.025とすることが可能である。また、8 km地点付近より下流の浚渫を行えば（現浚渫計画には、河口堰による水位上昇を消すためのすりつけ浚渫が含まれているので河積増加のための浚渫量、浚渫深さは小さくなる）、計算水位を計画高水位以下にすることが可能なはずである。

以上の河道計画の検討によって、15 km地点付近のマウンド部を残した河道計画を立てることは河道の流下能力の点から可能な案であることが明らかとなる。この案を実現可能性のある案として検討することが必要だったのである。

(3) 平成5年河道の流下能力

(イ) 朝日新聞の平成7年5月16日と同月19日は、長良川下流部（6 km～約30 km地点付近）の平成5年（1993年）河道での、最も計算水位が高くなる昭和51年9月洪水第4波の粗度係数を用いての計算水位を報道した（図3）。図3のaは、朝日新聞社が河川工学者の協力を得て計算した結果であり、bは建設省が計算した結果ということである。

図3、特にbによれば、長良川下流部の洪水流下能力は、1987年度の昭和62年河道（図3）に比べて1993年度の平成5年河道では、一層増大していることが分る。平成5年河道では、計算水位が計画高水位を上回るのは、朝日新聞のaでは27 km地点付近から上流で最大0.23m、建設省のbでは、23 km地点付近から上流で最大0.35mである。いずれも計画堤防高から余裕高1.5m（構造令で計画高水流量7,500/sの規模の河川で必要とされる計算高水位と計画堤防高の差）を差し引いた高さよりも低い水位である。長良川下流部は、構造令上必要とされる基準を満たしている河道になったのである。

また、計算水位が、計画高水位を上回るのは数kmの区間で最大0.3m程度である。それも15 km地点前後のマウンド付近ではなく、それから8 km以上離れた約23 km地点付近より上流である。この部分は、表1のように、用いられている粗度係数値が18 km～24.3 km地点は0.030、24.3 km地点より上流は0.0332と大きいことが、その計算水位が高くなる理由である。建設省の計算水位が朝日新聞社の計算水位よりも相対的に高く、最大でも0.12m高いのは、建設省は計画河床高よりも深い部分は無効河積としているので計算に用いた河積が小さいためであろう（その意味で、朝日新聞社の計算水位の方が、実際の河道の洪水流下能力を表現しているといえる）。

(ロ) 前記(イ)で明らかとなった長良川下流部の平成5年河道の流下能力は、それまで建設省が押し進めてきた、15 km地点前後のマウンド部を含めて大規模浚渫を行うという河道計画を転換させるものである。

まず、総合的には、マウンド部を削らなくても、現状の長良川はおおむね安全な川と言えるようになった。そして、計算水位が計画高水位を上回るのは最大0.3m程度でわずかであり、それも、マウンド部より、朝日新聞の計算では27 km地点付近より上流、建設省の計算では23 km地点付近より上流である。この部分で洪水の

水位（計算水位）を下げようとするなら、マウンド部よりも（マウンド部を浚渫するだけでは、この部分の計算水位は計画高水位以下にならないはずである）、この部分で浚渫をすとか、高水敷の幅を狭くして低水路を拡張するほうが効果的である（建設省はマウンド部の浚渫をするだけでなく、この部分の浚渫も計画しているはずであり、この部分の浚渫はなされるはずである）。さらに、この程度の区間のこの程度の水位差であれば堤防嵩上げを併用することもできよう。

結局、計算水位が計画高水位より高くなる 23 km地点より上流の水位を下げるのには、15 km地点付近のマウンド部の浚渫は効果的でないし、むしろ、23 km地点より上流の河積拡大（浚渫、低水路の拡張や堤防嵩上げ）と粗度の低下（浚渫や高水敷幅の縮小）により、水位を下げるほうが効果的なのである。

(4) まとめ

以上のように、河口堰建設時の昭和 62 年から平成 5 年にかけて、当時の河床形状に基づく水位の検討が行われており、マウンドのある 15 km地点付近では水位は計画高水位を上まわらないようになり、水位が計画高水位を上まわるのは 23 km地点付近より上流である。この部分で洪水の水位（計算水位）を下げようとするなら、マウンド部よりも、この部分で浚渫をすとか、高水敷の幅を狭くして低水路を拡張するほうが効果的であることが分かったのである。河道計画に転換することによって、マウンド部を含む大規模浚渫をする必要がなくなったのである。

これは「マウンド部を浚渫するので、塩水の遡上が拡大し塩害が生じるおそれがあるので河口堰を建設して塩水の遡上を止めて、これを防止しなければならない。そうしないとマウンド部を含む大規模浚渫はできない」という河口堰建設の論理において、河口堰建設を必要とする理由を失わせるものである。

よって、以下の報告書案の修正を提案する。

【報告書案の修正文案】

報告書案 44 頁の下から 13 行目の「事業者は、長良川河口堰を必要とした浚渫の効果を判断するため、ぜひそれを議論に供すべきであった。」を以下のように修正する。「事業者は以後の浚渫計画の内容が定まっている 1987 年（昭和 62 年）時の河道に基づく水位計算を行っており、さらに浚渫が進んだ 1993 年（平成 5 年）時の河道に基づく水位計算も行っていたのであるが、これらが公になったのは 1993 年以降で、新聞報道によってであった。事業者は、これらの計算をした時点において、今後の浚渫を含む長良川の河道計画の在り方、つまり長良川河口堰を必要とする大規模浚渫の必要性の有無を判断するため、これらを公開して議論に供すべきであった。」

【まとめ】

以上の通り、報告書は、松尾委員のいう「事業者が示した地盤沈下量を考慮した浚渫事業により得られる河床形状を使って予測計算した水位低下効果、および流下能力に関する結果」を検証しているものであり、松尾委員には事実誤認がある。

2 専門委員会と国の専門家委員会との合同会議を設置すべきである

【長良川河口堰 P T 報告書原案の記載】

2 及び 3 において、専門委員会と国の専門家の委員会との合同会議の設置が提案されている。

【検討資料 2 専門委員会報告書の受け止め方の記載】

松尾委員は、専門委員会報告書についての受け止め方として以下のことを述べている。

①報告書の目的につき、「はじめに」の 4～5 ページの記述にあるように、河口堰の開門を目指した「開門ありき」の報告書であり、河口堰の最適な運用（開門は一つの選択肢）を検討するという本来の目的を最初から逸脱している。（3 頁）

また、研究論文はともかくとして、そもそも公表された資料からは、科学的な合理性を持って説明することは困難な場合が多く、また、たとえその道の専門家であっても、それが科学的な合理性を有しているか否かを判断することは容易でない。このことは、報告書が、「科学的・合理的な見地からの検証」を装いながら、上述の目的に合致した見地から検証したものになっていると言わざるを得ない。

（4 頁）

②検証：環境につき、上述したように「科学的・合理的な見地からの検証」が十分なされていないものがあること、また、大半は、堰による塩水と淡水の分断がなされたこと、よって汽水域が淡水域に変わったこと、堰上流部での水深の増大と流れの緩慢化によるものであり、それらは、あらかじめ予測された範囲の変化（長良川河口堰モニタリング報告書）である。問題は、それらの変化を環境の悪化と

とらえるのか、堰の存在に伴う当然の環境変化として受け入れるかであり、その評価は、個人の立場や価値観によって異なる。専門委員会報告書は、上述した基本的姿勢から、前者の立場に立った評価をしていると理解しているが、委員会及びPTに課せられた堰の最適運用を検討するという役割を考えると、そうした一方的な評価は客観性、合理性に欠け、正しい判断につながらないという点で問題であり、最初から結論ありきの検証結果であると言わざるを得ない。(7頁)

③検証：利水につき、長良川河口堰における利水の現状と木曾川水系の水資源に関するフルプランについて検証し、様々な問題点を指摘しているが、木曾川流域における渇水リスクは依然として大きい事は否定できず、そのリスクの軽減に寄与する河口堰の利水機能は損なわれることなく評価すべきである。(9頁)

⑤検証：治水・塩害につき、治水に関する検証結果は、担当委員が委員会審議の中でいったんは否定した河床低下による水位低下効果を、マウンド浚渫などによる河床形状の変化を考慮することなく、地盤沈下量をことさら強調した推論から導いたものであり、科学的かつ合理的な説明には程遠いと言わざるを得ない。すなわち、事業者が示した地盤沈下量を考慮した浚渫事業により得られる河床形状を使って予測計算した水位低下効果、および流下能力に関する結果を覆すような科学的・合理的な検証は何ら行われていない。(10頁)

⑤開門調査の必要性につき、開門調査が環境復元をもたらす、支障となる塩害防止や利水は他の方法でも解決可能として、結果を導いているが、これは、1.の基本的姿勢で述べたように、河口堰の最適運用＝開門という、はじめに結論ありきの安易かつ乱暴な結論である。開門が環境復元をもたらすと言うが、その前提は、2.で述べた堰の運用に伴う環境変化が悪であるという個人的価値観に基づく評価であり、浚渫等による地形改変を考慮することなく、開門すれば元の(何を持って元とするかは問題であるが)汽水域が復活し、豊かな生態系が復活するという思い込みによる推論を述べているにすぎず、科学的・合理的な根拠に基づく予測とはとても言えない。また、支障となる塩害防止や利水に関する解決策については、気候変動や流況変動の実態、および実現可能性を考慮せず、安易に机上の計算や推論から導かれた解決策を示したに過ぎない。(12頁)

【専門委員会と国の専門家委員会との合同会議の設置の必要性】

松尾委員は、専門委員会報告書につき、上記のように、「始めから結論ありきの安易かつ乱暴な結論」というような情緒的な言辞を入れながら、科学的・合理的に検証されているかについて、以下のようにいう。

①河口堰の開門を目指した「開門ありき」の報告書であり、科学的・合理的な見地からの検証」を装いながら、上述の目的に合致した見地から検証したものになっていると言わざるを得ない。(基本的姿勢について)

②「科学的・合理的な見地からの検証」が十分なされていないものがある。一方的な評価は客観性、合理性に欠け、正しい判断につながらないという点で問題であり、最初から結論ありきの検証結果であると言わざるを得ない。(検証：環境)

③科学的かつ合理的な説明には程遠いと言わざるを得ない。科学的・合理的な検証は何ら行われていない。(検証：治水・塩害)

④思い込みによる推論を述べているにすぎず、科学的・合理的な根拠に基づく予測とはとても言えない。(開門調査の必要性等)

しかし、松尾委員は、専門委員会報告書が科学的・合理的な検証がなされていないと述べながら、自らの科学的・合理的な検証内容を示してはいない。松尾委員としては、自らの科学的・合理的な検証内容を示して、自らの受け止め方を説明する責任があるはずである。

松尾委員は、国の専門家の委員会である長良川河口堰の更なる弾力的運用に関するモニタリング部会長であり、かつ、中部地方ダム等フォローアップ委員会委員、木曾川水系流域委員会副委員長である(資料1参照)。松尾委員が出席した平成23年11月14日の中部地方ダム等管理フォローアップ委員会(委員長は専門委員を途中で辞任した藤田裕一郎岐阜大学教授)では、愛知県の「長良川河口堰検証専門委員会報告書(案)」について

http://www.cbr.mlit.go.jp/kawatomizu/dam_followup/pdf/h23_nagara-kensyou.pdfが資料として出されて、同報告書(案)の内容を批判する意見が委員から出されている(議事要旨

http://www.cbr.mlit.go.jp/kawatomizu/dam_followup/pdf/fu_iinnkai.pdf)。

このような専門委員会報告書と上記の松尾委員の受け止め方及び国の専門家委員会の意見との相違をみると、長良川河口堰の開門調査を行うかは、専門委員会と上記のような意見を述べている松尾委員を含むPT会議、及び、松尾委員が部会長である長良

川河口堰の更なる弾力的運用に関するモニタリング部会あるいは委員である中部地方ダム等フォローアップ委員会による合同会議において、問題点について、公開された場で徹底的に議論を行って科学的・合理的に検証を行う以外にない。

※御意見に添付されていた表1、図1、図2、図3、新聞記事は、別添として掲載しました。